

令和6年度の医学部入学定員増について

- 厚生労働省が定める地域医療対策協議会運営指針の「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項」に基づき、協議を行うもの。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年 年6月21日閣議決定）及び「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（令和3年10月13日付け通知）」を踏まえ、本県の令和5年度の臨時定員増は、令和4年8月5日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡により、59名の増員が認められたところ。
- 令和6年度については、令和4年度に認可を受けた増員相当分についても必要性を再検討し、十分に精査した上で、再度の増員申請を行う必要があること、また、国全体として、令和6年度の医学部の総定員は、令和元年度の全国の医学部総定員数(9,240人)を上限とすることとされている。
- 本県としては、令和6年度について、「令和6年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて（令和5年3月2日付け通知）」を踏まえ、下記のとおり 3名増の62名分を申請することとしたい。
なお、増員期間は、1年間（令和6年度のみ）とされている。

＜令和6年度における地域枠定員見込み＞

大学名	R5地域枠		R6地域枠		増減	
		うち臨時		うち臨時 (今回要望)		うち臨時
筑波大学	36	36	36	36	—	—
東京医科歯科大学	5	5	5	5	—	—
東京医科大学	8	5	8	5	—	—
北里大学	4	4	4	4	—	—
昭和大学	4	4	4	4	—	—
日本大学	3	3	3	3	—	—
順天堂大学	2	2	2	2	—	—
日本医科大学	2	—	2	—	—	—
杏林大学	2	—	2	—	—	—
帝京大学	1	—	2	1	+1	+1
獨協医科大学	—	—	2	2	+2	+2
合計	67	59	70	62	+3	+3